

医師報酬に関する研究報告

(西ドイツ)

西ドイツの社会発展協会内に設けられた委員会(Bochum 大学教授 T. Thiemeyer 氏を座長とする16名の学識経験者で構成された委員会)が、約3年にわたる検討の結果、「所得構造における医師の地位の変化」と題する研究報告をまとめた。この報告は、とくに医師の所得の生成発展および医師報酬の諸問題について論じられており、興味深いものといえよう。以下、この報告のうち医師の所得構造について分析した部分の概要を紹介する。

研究の主眼点は、(1)医師の所得構造と発展、(2)疾病金庫と金庫医(保険医)協会との間の診療報酬交渉、(3)中央診療報酬交渉と連邦統一診療報酬への要求、(4)診療報酬交渉のための合理的な教示的資料についての検討である。このほか医療費償還制度と現物給付制度も研究の対象とされ、これについてはきわめて根本的な制度比較(理論的または純粹な制度モデルの比較)によって検討が行われ、純粹な費用償還原則の一般的導入は正しくないという結論が出されている。

同委員会による医師の所得構造の分析と異なった医師グループごとの所得の比較によると、医師の報酬・給与支払方式は基本的には二つの方式に大別できる。すなわち、「診療行為別報酬」と「固定給」(時間賃金)である。約5万人の開業医は前者の方式で報酬の支払いを受けており、また約5万人の勤務医(病院、公的保健機関、会社、行政官庁および研究機関に勤務する医師)は後者の方式で報酬の支払いを受けている。しかし、統一的な「診療行為別報酬」基準や「固定給」基準はなく、千差万別である。

開業医の場合、(1)医師報酬規定(GOÄ)、私的アドゴ(Privat-Adgo)、DKG-NT(DKG-Nebenkostentarif)に基づく私的診療費計算または

は自由診療契約による私的診療費計算、(2)補充金庫の契約報酬規定(E-Adgo)、(3)ライヒ保険法(RVO)に基づく疾病金庫の契約報酬規定(BMA)、(4)災害保険の保険者の診療契約、などによっている。医師報酬規定等に基づく場合も個人払いは医師報酬規定に定められている額の2.4~3倍となっている。また、補充金庫の場合は同じく医師報酬規定に定められている額の1.6倍、ライヒ保険法に基づく疾病金庫の場合同じく1.4倍を支払っている。

一方、勤務医の場合もいろいろな規則に基づいている。すなわち、(1)公務員については職員給与表と公務員給与規定、(2)主要な病院にあっては私的診療費計算規則が用いられている。救急指定病院の医師の1972年における年収の平均額は、(1)医長の場合15~30万マルク(病院での私的外来診療の報酬は含まない)、(2)上級医の場合4.8~6万マルク、(3)補佐医の場合3~4.2万マルク(いずれの場合も超過勤務手当や臨時手当を含む)である。

開業医の所得については、連邦統計局の調査「経営の費用構造：医師・歯科医師」から数値を得て分析が行われている。これによると、1971年における開業医の純収益の平均額は115,600マルクである。ただ診療科によって大きな差がみられる。すなわち放射線科の場合188,100マルクであるのに、皮膚科の場合73,700マルクである。この開業医の純収益(平均額)の伸び率を労働者の賃金上昇率および国民所得の伸び率と比較すると、1957~71年において純収益の伸び率は、227.6%で、労働者の賃金上昇率174.3%および国民所得の伸び率163.5%を大きく上回っている。また、開業医1人当たり純収益は1959年において労働者1人当たり賃金の5.46倍であったが、71年には6.52倍となっている。同委員会は、開業医の所得の上昇の要因を、(1)診療行為別報酬の上昇、(2)診療への需要増大としている。ライヒ保険法に基づく金庫医(保険医)の場合、1966~72年において料金の上昇率が38.1%、自然増が38.0%とみられている。

A. Seffen, *Arzteinkommen und Honorarpolitik, Arbeit und Sozialpolitik*, Oktober 1974, S. 359-364.

(石本忠義 健保連)

行政コミュニティ・ワーカーの ジレンマ

(カナダ)

最近、多くの公務員は、政治プロセスの变革を望む市民からの攻撃を感じている。市民は、その生活やコミュニティに影響を与える政策決定過程に、みずから参加する権利を要求しはじめている。この政策決定プロセスに市民を参加させようという要求の増大によって、政治のルールが変えられ、行政もそれへの対応策を試みてきている。

行政プログラムの変化と参加基盤の拡大という新しい傾向の結果、行政はその内部にコミュニティ・ワーカーを配置し、市民参加をはかるプログラムを立案し、財政援助の基準をつくり、参加について一定の役割を果たそうとする市民に助言を与え、またその評価を行っている。

この行政部局におけるコミュニティ・ワーカーの役割は何であろうか。ワーカーは、制度機構のなかで革新的事業を行うチェンジ・エージェントなのか、または単なる行政の代弁・擁護者なのか。これに簡単に答えを出すことは難しい。現代は移行期であるため、それは、行政コミュニティ・ワーカーのこれからの活動実践の結果にかかわってくる。

行政コミュニティ・ワーカーは、中間人である。ワーカーと市民グループとの相互作用および政府部内でのワーカーの位置づけが、将来の参加プロセスの重要な要因となると思われる。ジム・ロックは、コミュニティ・ワーカーは、常に一

種のアウトサイダーであると述べている。ワーカーは、常に異質の社会の間に存在する。たとえば、為政者と被統治者、富者と貧者、内部と外部など。

ワーカーは、いわば二人の主人をもつ召使いともいえる。開発プロセスにおいては高い危険性をもつアクションと関係する一方、公務員としては政治的混乱を招くような危険性を排除しなくてはならない。

行政担当部局の役割

ワーカーの機能・役割のもつ二重性によって、緊張が生じその活動が有効なものとならないおそれがある。ワーカーがチェンジ・エージェントとしての役割を果たすためには、この緊張を最少限にしなければならない。ワーカーの業務を考察する場合、まず公務員として、完全な自由を保障されないことがあげられる。ワーカーは、行政の構造のなかに強固に位置づけられている。

J.C.P. Oxenham は、政府のコミュニティ・ディベロプメント担当部局の特徴を、以下のように述べている。

(1) C.D. 部局は政府機構の一部であるため、その目的や政策を自主的に決定できる機関ではない。

(2) 当部局は、政策推進による問題解決過程、コミュニティや個々の市民グループが問題を整理するのを援助すること、さらに政府がその選挙民の望んでいると思うものを達成することを援助すること、などの活動を通じて、実際的なバランスをみつけていかなければならない。

(3) C.D. ワーカーのかかえる問題は、通常、農業や福祉のような同一政府内の他の部局、または中央—地方の政府関係から生ずるものである。ワーカーは、いわば他人の仕事によって多忙な思いをするのである。

このようにC.D. 担当部局は、多くの緊張条件をもっている。部局が組織として存続するためには、政府部内で一定の評価を得ることが必要である。またその事業が、他の部局の事業と競合することもありうるし、とくに政治の变革を求め市民層の参加を奨励することに対し、他部局から抗議が出てくる可能性も強い。